

**静岡県告示第708号**

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年11月12日

静岡県知事 鈴木康友

1 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区蕨野字大ガリ168の4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため